

平成19年（ヨ）第22062号 著作権侵害差止仮処分申立事件

債権者 鄭 義信

債務者 金 守珍

債権者準備書面（1）

2007年7月19日

東京地方裁判所民事第40部保全係 御中

債権者訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

目 次

- 1、はじめに――債務者主張の再確認――
- 2、退団後の債務者の無断上演について
- 3、退団後の債務者の無断改変について
- 4、劇団「青脈」に対する無断上演許可について
- 5、まとめ

答弁書に対する債権者の反論は以下の通りである。

1、はじめに――債務者主張の再確認――

まず、答弁書及び前回の期日における債務者の答弁から債務者の主張を整理・再確認しておきたい。

- (1)、戯曲「それからの夏」（以下、本著作物という）の著作権が債権者に帰属することは争わない。
- (2)、債権者が退団する際に表明した「ひとこと断ってもらえば、上演を許可する」という約束は、事前の許諾申入れを条件に、無期限の使用許諾を認めたものである（但し、有償か無償かは不明）。
- (3)、債権者の退団後、債務者には、債権者が主張するような無断上演、無断改変、無断上演許可の事実はない。
- (4)、よって、債権者と債務者間の信頼関係の破壊は生じておらず、債権者が1999年、「千年の孤独」の公演のとき、上記約束を撤回し、「以後、債権者の全

作品の上演をいっさい許可しない」旨通告し、その後も債務者が希望する作品の上演を拒否するのは権利濫用にあたり、許されない。

よって、本件の残された争点は、唯一、
《債権者の退団後、債務者に、債権者が主張するような無断上演、無断改変、
無断上演許可の事実があったかどうか》
ということになる。この点、既に申立書でおおむね主張済みであるが、以下、
整理して、債権者の主張・立証を展開したい。

2、退団後の債務者の無断上演について

この点、債務者は《債務者が債権者に無断で債権者の本作品群を無断上演したことは一度もない》（答弁書6頁）と反論するが、これに対する債権者の再反論は、債権者陳述書(2)（甲17）1～2頁で詳述した通りである。

また、書面によらず、口頭で上演の許可を取っていたとする債務者の主張が
いかに理不尽なものであるかは、日本演劇界の中心的人物の一人平田オリザ氏
の意見書（甲18）の2～3頁に明らかにされた通りである。

3、退団後の債務者の無断改変について

「千年の孤独」の無断改変について、債務者は《無断改変というのは全くの
言いがかりである》（答弁書7頁）と反論する。しかし、
第1に、これがいかに重大な改変であるかは債権者陳述書(2)（甲17）3頁2
行目以下に詳述した通りである。

第2に、そもそも著作権法の同一性保持権とは、平田氏の意見書（甲18）3
頁でも指摘された通り、戯曲であれば一字一句と言えども無断で変えてはいけ
ないというのがその原則であり、債務者はこの基本のことが全く分っていない。

さらに、「千年の孤独」以外にも2つの作品について債務者の無断改変の詳
細を、債権者陳述書(2)（甲17）2頁で明らかにした（「愛しのメディア」に
ついての無断改変の内容は、三浦伸子氏作成の陳述書（乙2。2頁3行目以下）
によっても明らかにされている）。

4、劇団「青脈」に対する無断上演許可について

債務者は、劇団「青脈」による「映像都市」の無断上演について、「債務者は
一切関与していない」（答弁書7頁）と反論する。

しかし、これが事実無根であることは、債権者陳述書(2)（甲17）3頁に詳

述した通りである。

5、まとめ

以上の通り、退団後の債務者の無断上演、無断改変、無断上演許可についての債務者の反論はいずれも理由がなく、こうした違法行為の累積の中で、債権者と債務者間の信頼関係は完全に破壊されていた。その事実、2005 年 3 月に、債務者が債権者宛てに送ってきた書簡に同封されていた劇団「新宿梁山泊」のスタッフ三浦伸子氏の債権者宛ての書簡（甲 4 の 3）の文面からも一目瞭然である。

以上の検討により、権利濫用に関する債務者の主張は成立する余地はないことが明らかである。

以 上